

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度奈良県観光地域づくりマーケティング業務

2 委託業務の目的

県内各地域にフォーカスした観光地域づくりマーケティングの取組を実践することで、観光の産業化による「経済の持続的・飛躍的発展」と「地域の活性化・課題解決」につなげることを目的とする。

なお、この仕様書において「観光地域づくりマーケティング」とは、自地域を初めて訪れる人や、繰り返し訪問する人（リピーター）、ひいては地域のファン（関係人口）を増やし、地域の経済効果や住民満足度を向上させる好循環を構築するための仕組みづくりのことをいう。

3 委託料上限額

21,450,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

5 委託業務の内容

（1）エリアマーケティング業務

「山の辺の道及び周辺地域エリア」「国道309号沿線及び周辺地域エリア」「国道168号沿線及び周辺地域エリア」の3エリアでの観光地域づくりマーケティングを実践するため、県とともに各エリアに入り込み、以下の業務を行う。

【山の辺の道及び周辺地域エリア】

奈良公園周辺と飛鳥周辺をつなぐ観光エリアとしての導線整備及び情報発信（エリア範囲は、天理市、桜井市、奈良市、宇陀市、明日香村を想定）

① 山の辺の道及び周辺地域のルート等情報の調査/追加、Web*改修

※奈良県観光公式Webサイト「なら旅ネット」内の「Discover the Seven Trails of Nara Yamanobe」をWeb改修の対象とする。

URL（日本語）：<https://yamatoji.nara-kankou.or.jp/yamanobe/jp/>

URL（英語）：<https://yamatoji.nara-kankou.or.jp/yamanobe/>

② モデルコース及びモデル旅程の企画/造成

③ モデルコースやモデル旅程、エリア体験などを伝えるトラベルムービーの企画/制作

(留意事項)

- ・ルート等情報の調査/追加については、1本以上のルート情報と30個以上のエリア情報を調査/追加し、Webサイトを改修すること。
- ・Web改修については、既存内容の改善も含め、セルフガイドツアーにも利用できるような情報を整備すること。
- ・モデルコース及びモデル旅程については、それぞれ1本以上を企画/造成すること。
- ・トラベルムービーについては、1本以上を企画/制作すること。

【国道309号沿線及び周辺地域エリア】

観光マーケットに訴求するためのエリアブランディング

(エリア範囲は、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、吉野町を想定)

- ① エリアブランディング素材となる地域資源の調査/整理/編集
- ② エリアブランディング素材を活用した体験コンテンツ等の具現化に向けた試行的取組
- ③ エリア外からの流入流出経路を踏まえた移動/滞在ルートの企画/設計

(留意事項)

- ・エリアブランディングについては、その地域の特性、歴史文化、自然、食、精神性等を調査し、それらを総合的に整理した上で、観光マーケットに訴求可能なエリアブランドを編集すること。
- ・体験コンテンツ等の具現化に向けた試行的取組については、地域事業者等による商品化を想定したテストマーケティングを含む取組とすること。

【国道168号沿線及び周辺地域エリア】

観光マーケットに訴求するためのエリアブランディング

(エリア範囲は、野迫川村、十津川村を想定)

- ① エリアブランディング素材となる地域資源の調査/整理/編集
- ② エリアブランディング素材を活用した体験コンテンツ等の具現化に向けた試行的取組
- ③ エリア外の周辺観光地との接続を踏まえた移動/滞在ルートの企画/設計

(留意事項)

- ・エリアブランディングについては、その地域の特性、歴史文化、自然、食、精神性等を調査し、それらを総合的に整理した上で、観光マーケットに訴求可能なエリアブランドを編集すること。
- ・体験コンテンツ等の具現化に向けた試行的取組については、地域事業者等による商品化を想定したテストマーケティングを含む取組とすること。

(2) メディアマーケティング業務

5 (1) エリアマーケティング業務で掲げた3エリアについて、観光地としての認知拡大及び需要喚起を図るため、以下の業務を行う。

- ① 第三者評価によるパブリシティ獲得を目指した国内外のメディアに対するメディアリレーション活動の実施
- ② AI 検索環境等を踏まえたデジタル記事の制作/掲載/取材誘致の実施
- ③ 3エリア内にある観光地のメディア露出状況調査

(留意事項)

- ・メディアリレーション活動の対象とする国外メディアについては、英仏米豪の4カ国から1カ国以上を選定すること。
- ・メディアリレーション活動では、国内外のメディアを対象とした招聘、現地取材支援も行うこと。
- ・メディアリレーション活動については、メディアアプローチ数20社(者)以上、メディア招聘数5社(者)以上、メディア露出数5本以上を達成可能な活動量、活動内容とすること。
- ・本業務の実施に当たっては、パブリシティ獲得につながるメディアへの働きかけを重視することから、3エリア内にある任意の観光地のみ取り扱うことも可能とする。

(3) KPI モニタリング業務

5 (1) エリアマーケティング業務及び5 (2) メディアマーケティング業務の成果を定量的・定性的に把握するため、以下の業務を行う。

- ① 各業務にかかるKPIの設計/設定
- ② KPIに関するデータ収集/分析/評価

(留意事項)

- ・KPIは、各業務の成果を過度に単純化するものではなく、エリア特性や地域の実情を踏まえた定性評価と組み合わせて運用すること。
- ・本業務期間中のKPI運用を通じて、県及び地域関係者が継続的に活用しうる評価・管理フレームとしての汎用性にも配慮すること。
- ・KPIの主要指標について、簡易なダッシュボード又は定型レポート形式を作成し、定期的に更新すること。

6 成果物

各業務の成果物は、委託期間終了までに業務実施報告書を作成し、提出すること。
なお、業務実施報告書には、以下の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容及び成果
- ・委託業務の実施により得られた成果物
- ・その他、委託業務の実施説明に必要と考えられる資料

※ 業務実施報告書は電子媒体でも提出すること。

業務で取得したデータについては、県と協議の上、奈良県観光ポータルサイト「みるなら」に掲載可能なデータ形式で提出すること。

7 再委託等の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断等をいうものとする。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。承認を受けた内容を変更しようとする場合についても同様とする。ただし、業務の主たる部分ではないもので、以下に示すもの及びこれに類するものについては、この限りではない。
 - ① 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
 - ② 印刷物のデザイン及び外注印刷の類
 - ③ 物品等の運送、保管の類
 - ④ パソコン、サーバー等のリース・レンタルの類
 - ⑤ 会議等開催の会議室、会場等の借上げの類

8 遵守事項

受注者は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 基本事項
 - ① 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
 - ② 県及び地域関係者と十分な連携をとって業務を実施すること。
 - ③ 業務に関わる責任者及び担当者については、業務の趣旨・内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する人員を配置すること。
 - ④ 業務の適切な管理・運営を行うための実施体制を構築すること。
 - ⑤ 業務の実施にあたっては、県と毎月2回以上のミーティング及び月平均4回以上の現地訪問・視察を行える実施体制を構築すること。
 - ⑥ 業務の遂行に必要な経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
 - ⑦ 資料作成、情報発信において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用

料等の負担及び責任は受注者側において負うこと。

- ⑧ 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じる場合は、双方協議の上、県の指示に従うものとする。

(2) 個人情報に関する遵守事項

業務の遂行に当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 公契約条例に関する遵守事項

業務の受注に当たっては、別記2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を理解した上で受注すること。

別記 1

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

- 第7 乙は、この契約による事務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。
- 2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面(参考様式3)により再委託する旨を甲に申請し、書面(参考様式4)によりその承認を得なければならない。
 - 3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
 - 5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
 - 6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
 - 3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

- 第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

- 第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務

の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに 複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面(参考様式5)を提出しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面(参考様式6)により甲に対して報告しなければならない。

(監査及び調査)

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(取扱状況についての指示等)

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告等)

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記2

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。